

鳥取県国民保護計画の改定概要

鳥取県では、万が一、武力攻撃事態や大規模なテロ攻撃(緊急対処事態)が発生した場合に、県内にいる全ての人を保護するため、普段から準備しておくべき事項から、有事が終わった後の元の生活を取り戻すまでの対応について定めた「鳥取県国民保護計画」を作成しています(平成17年7月22日)。

その後、計画に基づき行った国民保護訓練や北朝鮮ミサイル発射事案等により課題が明らかになるとともに、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」や国の「国民の保護に関する基本指針」等が制定・改正されました。この度、そうしたことを踏まえて、この計画を改定しました。

1 改定の内容

(1) 国民保護訓練等の検証結果の反映

ア 災害時要援護者対策

市町村は、災害時要援護者の避難誘導等を迅速的確に行えるよう、その住所、氏名、連絡方法、支援内容、支援者等を予め把握し、県の「災害時要援護者避難対策推進指針」等に基づく避難支援プランを作成します。

イ 避難住民への情報提供

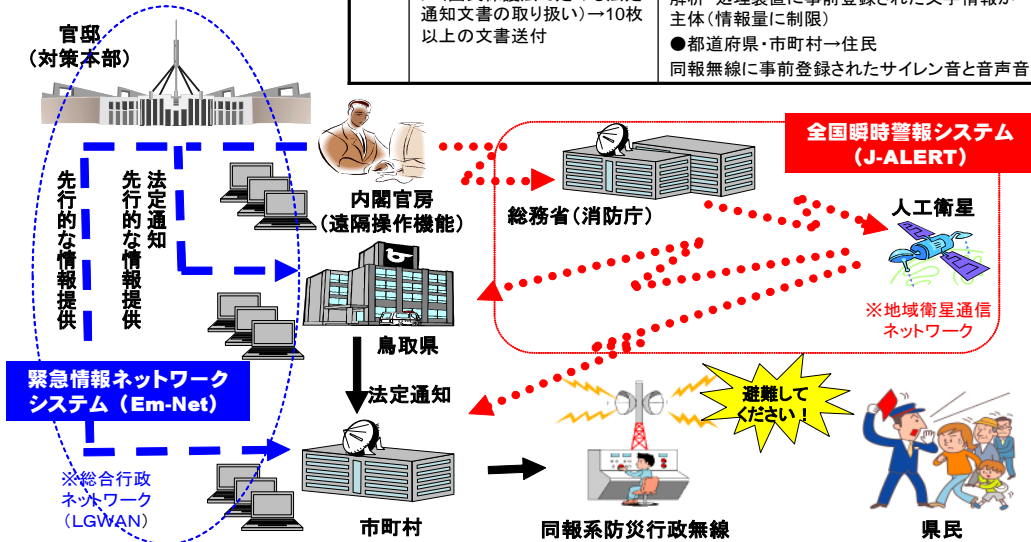
全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を促進し、衛星回線を通じて防災行政無線から警報等を瞬時に伝達する仕組みを整えるとともに、緊急情報ネットワーク(Em-Net)により、国から県・市町村・報道機関等に専用回線を通じて提供される情報も、県民に迅速に伝達します。

また、避難途中や避難所における住民への情報提供が適切に行われるよう、それについて市町村計画に記載する上での留意点を整理します。

Em-NetとJ-ALERT

〈イメージ図〉

Em-Netの流れ
J-ALERTの流れ
鳥取県内の情報の流れ



ウ 住民避難の実施方法

状況に応じて最も適切な方法で住民を避難させるため、市町村が、避難時の気候や時間帯(昼夜)、地域の特性(山間部・都市部・観光地等)等を考慮して避難実施要領を作成できるように、それぞれに応じた基本パターンや留意点を整理します。

(2)「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」及び「鳥取県危機管理対応指針」に基づく改定
 ア 危機管理対策本部の設置

国から県国民保護（緊急対処事態）対策本部設置の指定がない段階で、県内に武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたときは、県条例に定める危機管理対策本部を設置します。

イ 初動対応の充実

鳥取県危機管理対応指針の改定（平成22年4月）にあわせ、初動対応の配備基準をレベル1（平時）からレベル5（非常体制）の5段階で区分するとともに、レベル2（注意体制）時には情報連絡室を設置し、情報収集体制を強化します。

〈配備体制基準〉

基準	組織体制	配備の基準(時期)	配備の内容
レベル1 (通常時) (Green)	防災局 又は 防災当直	1 24時間にわたって常時情報を収集	1 県庁としての準備は行わないが、各職員は所在位置を明確にするなど、不測事態に備えます
レベル2 注意体制 (Blue)	情報連絡室の設置	1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき 2 国の情報連絡室又は官邸対策室が設置されたとき 3 各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき	1 関係各課においては、武力攻撃情報等についての収集連絡、その他必要な措置を講じます 2 関係各課においては、警戒体制(Ⅰ)に対する準備を行います
レベル3 警戒体制 (Ⅰ) (Yellow)	緊急対応チームの設置	1 県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、防災監が必要と認めたとき 2 国の事態対処専門委員会が開催されたとき	1 関係各部署においては、国民保護業務を処理するとともに、随時部長会議を開き、情報連絡を行い、対策を協議します 2 関係各部署においては、警戒体制(Ⅱ)に対する準備を行います
レベル4 警戒体制 (Ⅱ) (Orange)	危機管理委員会の設置	1 県外で警報が発令されたとき 2 国の安全保障会議が開催されたとき 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、知事が必要と認めたとき	各部署は国民保護措置に従事する準備を行うものとし、直接関係のない部課の職員にあつては、部局長の指示に従い、いつでも国民保護措置に従事できるように待機します
レベル5 非常体制 (Red)	県本部(又は危機管理対策本部)の設置	1 県内で警報が発令されたとき 2 国から県本部設置の指定を受けたとき 3 県本部設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたとき	緊急事態行政組織に移行します 県関係の全職員が国民保護措置に従事します

(3)「国民の保護に関する基本指針」の改正(平成20年10月)に基づく改定

ア 現地調整所の設置

関係機関（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）の機能や能力（人員、装備等）に応じた避難誘導、消防活動、救援等を効果的に行うとともに、現場レベルや対策本部との情報共有を円滑に行うため、県及び市町村は、国民保護措置が実施される現場の関係機関から構成される現地調整所を設置します。

現地調整所

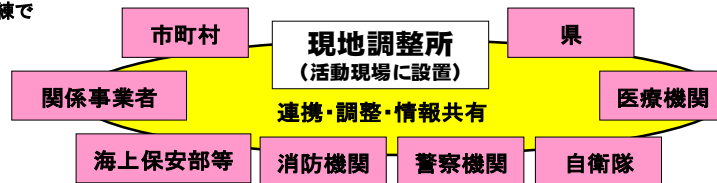
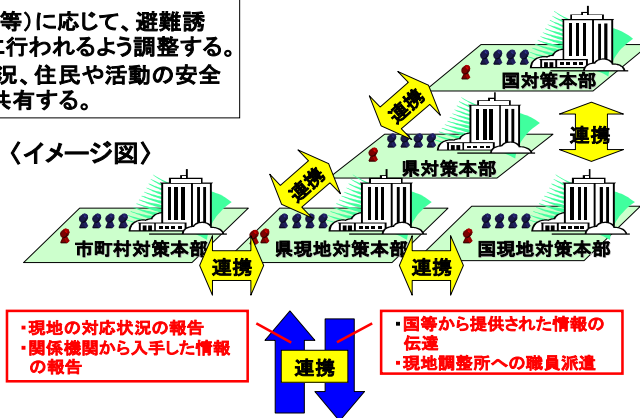
現地調整所の役割

- 各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて、避難誘導、消防活動、救援等が効果的に行われるよう調整する。
- 災害及び現地関係機関の活動状況、住民や活動の安全を確保するために必要な情報を共有する。

〈イメージ図〉



平成20年度国民保護実動訓練で設置された現地調整所



イ 武力攻撃事態(緊急処理事態)合同対策協議会への参加

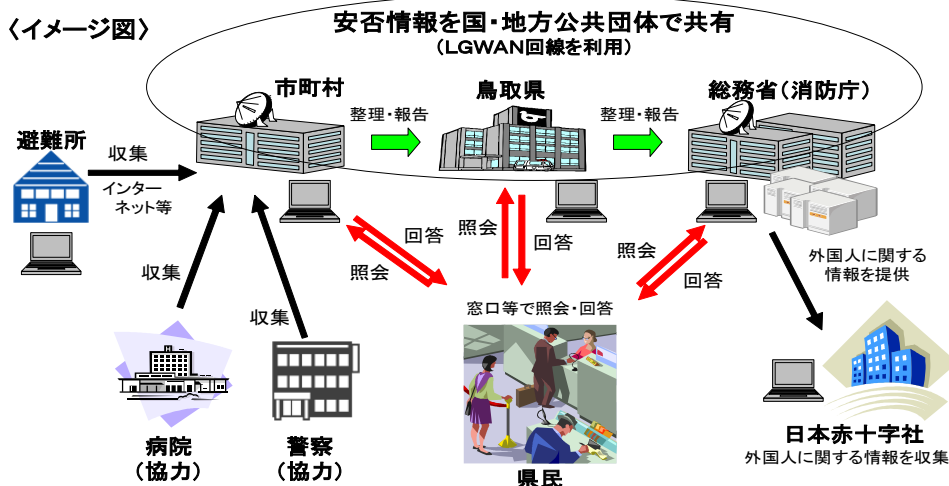
国(現地対策本部)は、県、市町村、関係機関と情報共有や国民保護措置に関する意思統一を図るために武力攻撃事態(緊急処理事態)合同対策協議会を開催し、県等はこれに参加します。

ウ 安否情報システムの利用

安否情報の収集・整理・報告に関し、総務省消防庁が運用する「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(平成20年4月運用開始)」を利用します。

武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム

〈イメージ図〉



※インターネット回線は、暗号化した上で仮想専用回線としたものを利用
 ※LGWAN回線とは、地方公共団体の専用回線のこと(総合行政ネットワーク)

安否情報とは・・・

氏名、出生の生年月日、男女の別、住所、負傷状況、死亡関連情報。居所、連絡先など
 ※対象者の同意等に基づき回答

(4)県及び関係機関の機構改革、人口統計等の基礎数値の変更

防衛省・観光庁・消費者庁の設置、県組織改編に基づく業務分担の整理、市町村人口データ等を修正します。